

2012 年 8 月 6 日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 原嶋 洋平

インド国 ムンバイ・メトロ 3 号線建設事業  
(有償資金協力)  
環境レビューに対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2012 年 7 月 30 日(月) 14:00～16:53
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2 階 212 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、長谷川委員、原嶋委員、松下委員、松本委員(石田委員、松本委員はメール審議にて参加)
- ・議題：インド国 ムンバイ・メトロ 3 号線建設事業(有償)環境レビューに係る助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) 事前配布資料「環境レビュー方針」
  - 2) 環境影響評価(EIA)報告書(英文)
  - 3) 社会影響評価(SIA)報告書(英文)
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月)

全体会合(第 27 回委員会)

- ・日時：2012 年 8 月 6 日(月) 14:30～18:39
- ・場所：JICA 本部(会議室：229 会議室)

上記の会合にて助言を確定した。

## **助言**

### **総論**

1. ムンバイ 1 号線と 2 号線の建設事業からの教訓(住民移転の実施状況と紛争の有無を含む)を抽出し、3 号線建設事業に生かされていることを確認すること。
2. 1 号線と 2 号線が高架方式であったが、3 号線で地下方式を選択した理由を確認すること。高架方式と地下方式について、事業費、環境影響、住民移転規模等を勘案し、比較結果を確認すること。
3. EIA 報告書 2.3 で検討されている 3 号線線形の 2 つの代替案について、事業費、環境影響、住民移転規模等を勘案し、比較結果を確認すること。
4. EIA 報告書 2.4 で検討されている Depot の 3 つの代替案について、事業費、環境影響、住民移転規模等を勘案し、比較結果を確認すること。
5. 事業実施機関が効率的で無駄のない環境社会モニタリングを行うため、環境社会影響の評価結果とモニタリング項目との整合性、そしてモニタリング実施体制の実効性を確認すること。

### **ステークホルダー協議**

6. 2011 年 11 月から 2012 年 5 月までに開催されたステークホルダー協議で議論された内容が事業計画に確実に反映されているのかを確認すること。
7. ステークホルダー協議の参加者数を確認の上、スコーピングから現在までの過程で、JICA ガイドラインを遵守する形で、事前に十分な情報を提供されたステークホルダー協議が実施されてきたのかを確認すること。
8. 事業実施段階において、最終的な被影響住民が確定した後に開催されるステークホルダー協議の実施計画を確認すること。

### **環境影響**

9. EIA 報告書 3.7.2 に記載されている Sanjay Gandhi National Park の生態系への影響について確認すること。
10. EIA 報告書 3.7.2 に記載されている Mahim Nature Park の生態系保護のレベルと土地利用規制上の位置付けについて確認するとともに、3 号線建設事業による振動等が生態系に与える影響を見定めること。
11. 事業地の周辺で、住民の井戸水の利用実態、地下水の汚染、地下水量の変化による影響について確認すること。
12. 建設残土の処理方法の検討において環境社会影響がどのように考慮されるのかを確認すること。さらに、その検討の際には、建設残土の海洋投棄処分はできる限り避け、他の方法が採られる計画となっていることを確認すること。

### **社会影響**

13. 世界銀行が融資し、インスペクションパネル(IP)で非自発的住民移転政策の不遵守を指摘された「ムンバイ都市運輸プロジェクト」からの教訓を抽出した上で、環境レビューに反映すること。特に、世帯と被影響住民数の算出方法、季節労働者と従業員数の把握、世帯あたり 225 平方フィ

ートの補償の妥当性、移転不可能な財産の把握などは IP で重大な争点となったことに十分留意すること。

14. 「用地取得法及びムンバイ都市交通プロジェクトに係る住民移転政策」と JICA ガイドラインの要件とにギャップがあるとすれば、ギャップを埋める計画となっていることを確認すること。
15. SIA 報告書 2.10 には、「頻繁な抗議と非協力によって世帯調査が完全にできなかった」とあるが、環境レビュー時点で直接調査を実施できていない世帯数を把握すること。SIA 報告書作成時点での調査拒否世帯の調査が実施されたか、これらの世帯が事業への協力を表明したのかを確認すること。
16. 集団住民移転の場合、住民移転受入れ先の環境社会影響についても十分な予測と評価を行い適切な対策が講じられることを確認すること。
17. 指定カーストと指定部族の人たちへの職業訓練が、実質的にどの程度新たな就業機会につながるのかについて、他の事業の経験も踏まえてその効果を確認すること。

以 上